

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を改正する省令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>（消防計画）            第三条（略）            2）4（略）            5 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（以下「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。</p> <p>二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。</p> <p>三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減</p>	<p>（消防計画）            第三条（略）            2）4（略）</p>

を図るために必要な教育及び広報に関すること。

6 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

7 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター（総合操作盤（複数の消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。）その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。）が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第七号に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

8 令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

9 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

（共同防火管理の協議をすべき事項）

第四条の二（略）

2・3（略）

4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防

5 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター（総合操作盤（複数の消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。）その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。）が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第七号に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

6 令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

7 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

（共同防火管理の協議をすべき事項）

第四条の二（略）

2・3（略）

火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第五項各号に掲げる事項を定めなければならない。

5。 第三条第六項の規定は、前項の場合について準用する。